ビリヤード普及事業振興 協力金規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第 4 版 2018 年 3 月 23 日

<文管 3-02>

(目的)

第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下、「本協会」という) 及びその加盟団体が実施する事業のうち、ビリヤード界全般の発展に寄 与すると認められる事業に対する助成について定めたものである。

(名称)

- 第2条. 名称を「ビリヤード普及事業振興協力金」(以下、「本事業」という)と する。また通称をNBA Support Fee (NSF)とする。
 - 2. 本事業で扱う資金の名称を「協力金」とする。
 - 3. 本事業を管轄する委員会の名称を「協力金実行委員会」(以下、「本委員会」という)とする。

(期間)

- 第3条. 本事業の開始は平成23年1月1日とし、終了期日は特に規定しない。
 - 2. 本事業の会計年度を毎年1月1日より12月31日までとする。
 - 3. 本事業は以下の要件をもって終了させることが出来る。
 - (1) ビリヤード界の状況の変化等により、本事業の存在意義または合理性を失する等の場合、理事会決議及び総会の承認をもって終了する。
 - (2) 本事業終了時において本事業が残金を有する場合、本協会の理事会決議及び総会承認の手続きをもって適切に処理されるものとする。
 - (3) 本委員会は残金処理が終了し次第解散するものとする。

(管理運営)

第4条. 本事業の管理運営は協力金実行委員会が行う。

- 2. 管理の内容及び範囲については別に「協力金実行委員会規程」に定める。
- 3. 運営業務の実施要綱については別に「協力金実行委員会規程」に定める。

(資金の使涂)

第5条. 本事業の資金は以下の用途に限定して使用される。

- (1) 海外の大会における選手への報奨金。
- (2) アジア大会関連事業。
- (3) ジュニア育成事業。
 - ① 全日本ジュニア選手権大会(JOC カップ)への助成。
 - ② その他ジュニア育成の為の事業への助成。
- (4) 日本体育協会加盟に関する補助及び県体育協会加盟の為の入会金 及び初年度会費への補助。
- (5) 国体デモスポ行事及び全国アマチュアビリヤード都道府県選手権

大会への補助。

- (6) ビリヤードの発展、活性化に資すると認められた事業への補助。
 - ① 10万円未満:本委員会が承認した事業。
 - ② 10 万円から30万円未満: 本委員会の審議を経て理事会が承認した事業。
 - ③ 30万円以上:本委員会、理事会の可決を経て総会が承認した事業。
- (7) 本協会に対しての短期貸し出し。ただし、以下の条件を以って可能とする。
 - ① 貸出限度額: 単一の協力金会計年度において、200万円を限度とする。
 - ② 貸出期間および返済: 返済期限は貸出実行日を起算日として1年を期限とする。 なお、返済については各理事が保証するものとする。
 - ③ 貸出要項:貸出は無利子、無担保とする。
 - ④ 申請書提出:指定の申請書に金額、使用目的、完済予定日を記入し、本委員会に提出する。
- (8) オリンピック及びパラリンピックに関する事業。
- (9) アンチ・ドーピング活動に関する事業。

(資金調達)

第6条. 資金の調達について下記に定める。

- (1) 協力金の種別及び徴収方法
 - ① 本協会の発行する「NBA 全国カレンダー」記載大会の公認料の内、1万円を協力金として徴収する。
 - ② 本協会の発行する「NBA 全国カレンダー」記載大会の各主管 者より、参加1名あたり200円を協力金として徴収する。
 - ③ 本協会の加盟団体及び地区支部より、それぞれに定められた 金額を協力金として徴収する。なお、加盟団体及び支部負担 金額は全国代表者会議において承認され、格別の変更理由の 無い場合は継続される。負担額は別表「加盟団体及び支部負 担金額」に記載する。
- (2) 以下の事業に限り上記項目①、②より除外する。
 - ① プロテスト
 - ② 全日本ジュニア選手権大会(JOC カップ)
 - ③ 全日本学校対抗ナインボール選手権大会

- 2. 支払期限と支払方法について下記に定める。
 - (1) 協力金の支払は以下の期限内に行われるものとする。
 - ① 「NBA 全国カレンダー」記載大会の協力金の支払期限は大会終了日より 1 ヶ月以内とする。 但し 12 月中に開催される大会の支払期限は 12 月 31 日とする。 予め複数大会の一括納入を申告した場合の期限は最終大会終了日より 1 ヶ月以内とする。 一括納入できる大会は開催日が 3 ヶ月以内のものに限る。「NBA 全国カレンダー」登録料は協力金振込時に併せて納入するものとする。
 - ② 本協会加盟団体の割当負担金は毎年4月1日より10月31日までの期間内に支払うものとする。
 - ③ 請求書を必要とする団体は大会終了後1週間以内に本協会ホームページより書式(1)「協力金連絡票」をダウンロードし、必要項目を記入し本委員会にFAX 又はメールで連絡する。その際「請求書希望」欄にチェックを入れることとする。
 - ④ 支払方法は協力金口座への振込とし、振込手数料は受け取り側の負担とする。 振込金額の明細は本協会ホームページより書式(1)「協力金連絡票」をダウンロードし、FAX またはメールにて本委員会宛通知するものとする。

(権利)

第7条. 「NBA 全国カレンダー」記載大会の各主催者又は主管者は大会データを本協会事務局に提出することにより、試合要項、試合結果を本協会ホームページに掲載することができる。

(改廃)

第8条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

第9条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

< 別 表 >

「加盟団体及び支部負担金額」

加盟団体・支部名称	金額
北海道支部	2 万円
東北支部	4万円
関東支部	15 万円
埼玉県協会	2 万円
神奈川県協会	2 万円
千葉県協会	2 万円
静岡県協会	2 万円
中部支部	9 万円
関西支部	14 万円
北陸支部	3万5千円
中国支部	3万5千円
四国支部	3 万円
九州支部	4万円
沖縄支部	1 万円
日本プロビリヤード連盟 (JPBF)	2 万円
日本プロポケットビリヤード連盟 (JPBA)	4 万円
日本車椅子ビリヤード協会 (JWBA)	5 千円
日本スヌーカー連盟 (JSA)	1 万円

※日本アマチュアポケットビリヤード連盟(JAPA)は地区支部に含み、各地区支部に協力するものとする。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第1版	2011年1月1日	初版制定
第2版	2013年6月25日	第5条.(7)を2013年6月25日の総会決議により追加。
第3版	2015年3月26日	第5条.(8)を2015年3月26日の定例理事会決議により追加。
第4版	2018年3月23日	タイトルを変更(規約から規程に変更)。 細則を「協力金実行委員会規程」として分離する。 一部語句を訂正。規程関連書式統一。最終ページに改定履歴を表示。 第5条.(9)を2018年3月23日の定例理事会決議により追加。